

吹田市の産業振興政策立案にあたっての提言

02年11月

吹田民主商工会

事務局長

西尾 栄一

第一節 産業振興策の基本的な視点

産業の振興は、吹田に住む全ての人々が、衣食住の心配なく、いつまでも安心して住み続けられるまちづくりを行う上で大変重要な課題です。しかし、長引く不況の影響を受けて市内の商店や企業の営業基盤は根底から揺らぎ、多くの市民が不安の中で生活しているのが実態です。この問題を解決し、「住民の福祉を増進する」（地方自治法）産業政策の推進には、次の2点を政策の基本に据えることが重要です。

第一は、中小零細企業の育成です。1996年（平成8年）の統計資料によると吹田市の事業所総数は11,584件で、そのうち従業者数9人以下の事業所は8,659件、全体の74.7%を占めています。吹田の経済は中小企業が底辺で支えていることがこの数字からも明らかであると同時に、中小零細企業が衰退すると吹田の経済も衰退するという関係になっていることがわかります。大きな企業と小さな企業が同じ土俵の上で競争すれば、知恵もお金もある側が有利になることは当然です。自治体は、大きな企業に対する政策と小さな企業に対する政策を分け、中小零細企業を育成する観点を確立する必要があります。

第二は、地域の経済循環を高める政策を行うことです。地域産業の生産や流通・販売・サービスの拡大は地域の雇用の拡大に結びつき地域の経済力を高め、税収を増やします。若者も吹田で暮らすことを選択するなど、豊かな地域を創造する基礎を築くことになるでしょう。その施策の中核をなすのは、市場や商店街を中心にしたまちづくりの創造であり、公共事業の地元優先発注であると考えられます。

第二節 中小零細企業の育成

I 産業政策の推進は自治体の責務

1999年に改正された中小企業基本法は、幾つかの弱点を有しながらも、地方分権の流れを受けて地方自治体に中小企業・地域経済の振興を自治体の責務として位置づけました。改正前は第4条（地方公共団体の施策）「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講じるように努めなければならない」となっていますが、改正後は第6条（地方公共団体の責務）「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」となっています。この改正の意味を吹田市当局が重く受け止め、「地域経済振興条例」（仮称）を制定するべきです。

II 産業政策確立と強く結びついた全事業所実態調査

産業政策を確立するためには吹田市内の全事業所調査は避けて通ることのできない重要な課題です。この点で参考になるのは東大阪市の実態調査活動です。東大阪にある2つの民商は「何のための調査か」「誰のための調査か」という議論を積み重ね、墨田区にも視察にいくなかで、以下のような3点にわたる位置づけを行いました。第一は、市の職員が調査票を持ってまわり、市の経済の主人公である市内中小業者の現状を認識するものに、第二は中小業者の要望や政策を引き出すものに、第三は、全事業所調査をデータベースとして残し、中小業者の技術・製品の打ち出しができるものにする

ると言うものです。この視点が行政の実態調査に活かされ、自社の独自ブランドや独自技術の有無、ホームページの有無などを聞く調査となり、その成果が技術情報交流プラザとして結実しています。また、仕事を発注する企業を市が集め、市内の中小企業が受注できる「大商談会」を企画するなど、行政が直接、中小企業の「営業力不足」や「販路拡大」の援助を行う施策を実施しました。このように、東大阪の全事業所調査は単なる報告書作りではなく、産業政策に発展しています。ここには、「地域の産業を発展させよう」「中小企業の要望に応えよう」とする行政と業者や自治体労働者の意気込みを見ることが出来ます。

Ⅲ 産業振興を進めるに相応しい体制の確立

吹田市の商工予算が一般会計に占める割合は0, 4%~0, 5%くらいで推移しています。その商工予算の約96%が預託金で占められており、融資政策以外の産業政策を立案しようとしても実行できない実態になっています。したがって、行政の責任者である市長やこの分野を担当する責任ある役職者が、まちづくりや税収アップの観点からも産業振興の重要性を認識することが求められています。

そのことを前提として、産業振興を進める基盤として必要な具体策は、第一に商工予算の大幅な増額であり、第二に担当職員を増員と中小零細企業の要求に応えられる職員の配置・育成を行うことです。ここ数年、担当職員の移動が頻繁に行われていますが、これでは優秀な職員が育つ環境とは言えないことは明らかです。第三が先にも触れた総合的な政策づくりと中小零細業者どうしをつなぐ役割を果たす全事業所の実態調査です。総体として、政策・予算・人・体制の整備が急務であると言えます。

Ⅳ 中小零細企業の育成を

- (1) 中小零細企業は経済の面でも、福祉の面でも、文化の面でも主要な役割を果たしており、吹田のまちを底辺から支えている貴重な存在です。中小零細企業が元気であってこそまちが元気となり産業振興も進みます。その政策の基本となるのが後述する地域内経済循環を高める施策です。
- (2) 不安定雇用労働者の急増や女性の社会進出、定年後の生きがい創出等、様々な理由で新規開業やNPOの立ち上げが増えています。また、既存の企業であっても新規開業を計画している市民であっても、中小零細企業が単独で国の支援を受けることができにくい状況のなか、産業の新たな担い手を育てる視点（既存の企業経営者であれば質的な成長を求める視点）が行政の側に求められています。

具体的には、新規開業相談の充実や空き店舗に対する賃料の補助、中小零細企業のネットワークづくりの指導・援助や中小零細企業が進んで交流できる「場」の提供等が考えられます。行政が担当者を配置し（全事業所実態調査で把握した情報をもとに）意識的に働きかけていけば決して困難なことではありません。この分野は産業創出・雇用創出の視点からも重要な施策と言えるものです。

- (3) 建設関連企業や製造関係企業等で多く見られる問題のひとつに、中小の企業が大きな企業から正当に評価されない、支配と従属の関係となり、対等な存在として認識されていないと言うことがあります。法律で定められている契約書さえ存在せず金銭的なトラブルとなって泣き寝入りしている企業も多数存在しています。これは「対等」な商取引の環境がないからです。この点では、自治体が発注する公共工事や公共サービス、行政調達の機会を活用して、大きな企業と中小の企業との関係を正す指針を示し普及することが必要です。両者が対等な関係を確立してこそ自由な競

争を行う社会的な基盤が確立したということができるといえるでしょう。

- (4) 吹田の全事業所の4分の3を占める事業従事者9名以下の事業所は、営業活動と言うより「生業」と言うのが実態です。中小零細企業者の多くが、国保料が高くて払えない、サラ金や商工ローン・ヤミ金融の被害等で苦しんでいます。行政はこのような事業者の実態を深く認識し、中小零細企業者が吹田のまちで生活の心配なく営業できるような環境をつくる必要があります。

第三節 地域内経済循環の可能性を拡大する

I 高齢者に優しいまちづくりと商店街の再生

(1) 吹田の商業の実態

1997年（平成9年）の統計資料によると、吹田市の商店数は3589件で1994年（平成6年）に比べて217件が減少しています。同比較で、従業者数は2656名減少し、年間販売額は412億も落ち込んでいます。これは5年前の数字ですから、現時点ではもっと厳しい状況であることは確実です。長引く不況、大型店の出店や撤退、既存店の後継者不足や経営者の高齢化など、複合的な要因が幾つも重なって年々吹田の商業基盤は弱まっています。将来に展望が見出せない現実、経営者の経営改善意欲を低下させ、それがまた客離れをすすめるという悪循環を生んでいます。

このような事態に歯止めをかけ、商店街を再生させるためには、「安心して住み続けられるまちづくりの中で商店街の役割を考える」視点が求められています。

(2) 安心して住み続けられるまちの条件

吹田は長い間、高齢者や障害者など社会的弱者と言われる市民に優しい施策を行ってきました。今後のまちづくりにおいてもこのような視点を大切にされた施策を充実させることが全ての市民が安心して住み続けられるまちをつくる上で重要です。

吹田の人口は、2000年10月時点で341,547人です。そのうち、65歳以上の市民は44,890人で全体の13.1%を占め、60歳以上になると19.1%となり高齢化が急速なテンポで進行していることがわかります。高齢者の行動範囲は自立できている人であっても徐々に狭まってきましたが、それであっても最低限自分で生活できる条件を確保することが必要です。その要件とは、①日常生活に必要な買い物ができること②医療機関や福祉施設に便利なこと③希望する高齢者に、楽しみながら働ける条件があることの3点です。このように見てくると、4点目の要件が必要となってきます。それは、地域密着型の中小零細企業が育成されていないと高齢者が生活できる環境にはならないということです。お隣の豊中市では市内を500メートル単位に区切って、生活条件の統計を作っているようですが、このような条件は高齢者や障害者が苦痛を感じないで行ける距離、大体500メートル四方、または、小学校区を単位として整備されることが望ましいでしょう。既存の商店街は、そのようなまちづくりを行う上で欠かせない存在であると言えます。

(3) 「公共財」としての商店街の役割

商店街は、そもそも、商品の売買という役割だけではなく、その地域のコミュニティの場として福祉や教育の力を育てる役割を担ってきました。その公共的な性格に注目し、地域住民が相互に助け合える仕組みを再構築していくことが求められています。

第一は、市民生活に不可欠な買物を支えるために商店街が積極的な役割を果たすことです。生活に必要な知恵や知識の提供は勿論のこと、商店会として高齢者や障害者の注文取りや配達を実施したり、

共働き世帯の買物のために夕方からの売出しを共同で進めたりして、地域住民の実態に応じた関わり方をしていくことです。

第二は、商品の提供だけではなく、文化や健康、福祉などに関わるサービスや情報を提供したり交流したりする生活支援機能を強化することです。空き店舗を活用した市民生活を支える公共的施設の設置、消防署と連携した緊急通報システムの整備、医療機関や訪問看護センターと連携した取り組みなど商店街を核としたまちづくりが課題となります。また、公民館やコミュニティセンター、福祉施設などは商店街に隣接した地域に建設することも大切な視点です。

(4) 商店街再生のために自治体が果たす役割

私たちが行ったヒヤリング調査でお会いした商店街の幹部の皆さんはどなたも地域のなかで果たす商店街の役割を自覚されていました。自分や自分の家族、商店街の構成員の生活のみではなく、地域住民の生活まで心をよせる商業者が増えていることを実感させるものでした。商店街を「公共財」として見るならば、自治体が本気になって支援していく姿勢と体制を確立しなければなりません。

その点で求められる施策の第一は、大型店の出店及び撤退の規制です。第二は、まちづくりと連動した商店街の再生を担っていく「人」（行政の担当者も含む）の育成です。ボランティア団体、NPO、社会福祉法人が商店街の空き店舗に入居して活動したり、商店街と連携して介護サービスや給食サービス等に取り組んだりすることも可能です。その際の最大の障害になるのが店舗の賃料の高さです。守口市では平成10年度から新規開業者に対する賃料補助を直接事業者に実施して成功しています。このような組織が地域と商店街を結び、商店街に賑わいを取り戻すことができれば、大きな経済効果をもたらし、市民の生きがいと優しいまちづくりを実現することもできます。

第三は、商店街間の横のつながりと商店街と地域の結びつきを強めることです。担い手づくりと関わって、ヒヤリングの場で私たちが逆に質問されたことのひとつに「他のところはどのようにしていますか」と言うことがありました。商店街は横のつながりがあるようでないということがわかりました。活発に活動している商店街は、積極的に視察などを行って外に目を向けていますが、多くは内に目が向き展望を見出せないのが実情です。また、夏祭りなど地域の自治会の要請を受けて期待に応える活動をしている商店街が多数を占めていますが、自治会の方から商店街の活性化のために協力しようとはなっていないようです。地元住民も「公共財」としての商店街の役割を考えてみる必要があります。この点でも行政の果たす役割は重要です。

(5) 「買物は地元商店街で」の運動を

地域の購買力を地域に吸収する手立てを講じる必要があります。吹田市の商業は大阪市等の他地域に購買力を流出させており、小さくなったパイをめぐって大型店も小規模店も競争しているというのが実態です。地域の経済力を高め、税収を増やすためには、行政の施策的な努力とともに、市民的な関心を高める必要があります。地域には、自治会や労働組合など多くの団体や組織があります。そこに集う人々が、イベントをするとき、個人で買物をするとき、どのくらい地元経済を意識して商店街で買物しているのでしょうか。商店街役員に対するヒヤリング調査に「市職員の給与の2割を吹田市内で消費することを義務づける金券にしてはどうか」と言う意見がありました。方法には異論のあるところでしょうが、意図とするところは本質を突いています。地元経済の先行きを心配する自覚的な団体や市民が率先して「買物は地元商店街で」行い、運動にしていくことが重要です。市長と行政はその運動の先頭に立って欲しいと思います。

II 公共工事・公共サービスは地域密着型で

(1) 地域経済振興の観点を全ての施策の中心に

長野県の田中知事は9月26日の所信表明で、「脱ダム」宣言は環境問題にとどまらず「福祉・医療・教育・環境」分野への傾斜投資によって、新たな雇用の創出をはかり、長野県の経済や社会の活性化を図るという意思表示である」と述べています。また、長野県栄村では、村が行っている田直し事業や浄化槽の建設事業、学校事業への補助事業等が地元企業・農家からの調達で行われることで、税金が再び地元企業や農家に還流して仕事が繰り返し持続する仕組みがつくられています。今、自治体に求められている産業政策の基本的観点はここにこそ置かれるべきではないでしょうか。

吹田市ではどうでしょうか。吹田民主商工会が行った申入れに対して、当局は「時代の変化に対応し、福祉、住宅、教育、労働などの総合的な分野において、市民生活の向上につながる施策の推進を図るとともに、地域産業の振興など地域の活性化につながる施策の選定に努めている」「市内中小業者への優先発注につとめるとともに、分離発注・分割発注を行い」受注機会の確保を図っていると回答しています。しかし、以上の見解は実際の施策には十分反映しておらず、建設工事の地元発注割合は年々低下し、病院給食は36%、学校給食になると20%と低くとどまっているのが実態です。吹田市職員が使用する文房具の発注から建設関係の公共工事に至るまで、地域経済振興の観点を重視して見直しをすることが必要です。

(2) 「地産地費」と仕事起こし

高知県南国市では地場産米を学校給食に供給することで年間33トン、850万円(97年)が地元へ還元され、野菜・果物の導入につながっています。埼玉県草加市では給食のおかずの56%は草加産で、野菜をはじめ地域から購入される食材は年間3億円にのぼっています。群馬県高崎市では、食材の81%を市内の業者や農家、農協から納入し、約9億円が地域へ還元されています。学校給食が民間委託された東京都足立区では「自分たちの孫に安全なものを食べさせたい」という市民の声を取り上げて、全ての食材を商店街が納入しているとのことです。

また、埼玉県の92ある市町村の3分の2にあたる59の自治体では、地方自治法234条「随意契約」の創造的運用で「小規模工事登録制度」を導入し、上限50万円で公共的な施設の工事を発注しています。深谷市では担当部署に2人の職員を配置し、公共施設から修理の依頼があると職員が出かけて行って状況を調べ、登録業者に伝えて発注業者を選定する体制を整えています。深谷市長の「建設業は、地元の人が地元の仕事をする、地産地消の典型」と言う生活密着型公共事業重視の姿勢が表れています。

島根県石見町では、公共事業頼みから脱却して、雇用効果の大きい福祉・医療に投資を移すことで新たに300人の雇用を生んでいると言います。

以上のような事業は、自治体の首長や産業分野の担当者が本気になればできることです。一見厳しい経済情勢の中で展望を失いがちになりそうですが、地方分権の流れの中で新たな可能性が開けてきていることをこれらの実践が証明しています。